

# 日本惑星協会会員規約

日本惑星協会の目的に賛同し、当協会の活動を個人的に贊助・支援するものを会員とする。会員は以下の参加規約に基づく。

## 1. 登録

年会費：2,600円 / 1年. 4,940円 / 2年. 7,280円 / 3年. (総て消費税を含む)

## 2. 更新

会員は、会員期限までに継続の意志確認・更新を行うこととする。

## 3. 入会

入会を希望するものは、所定の手続きにより事務局へ申請しなければならない。

## 4. 登録費について

納められた登録費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

## 5. 登録の継続・解除

登録の継続をしない会員は、非継続の旨を事務局に申し出ること。

## 6. 除名

会員が次のどれかに該当するときは、理事長がこれを除名することができる。

6 - 1. 会員規約に反する行為を行ったとき

6 - 2. 当協会の主旨に著しく違反する行為があったとき

6 - 3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

## 7. 登録の権利の譲渡の禁止

会員の権利は、登録者以外の第3者に対していかなる理由があろうとも譲渡することを禁じ、また譲渡できないものとする。

## 8. 特典について

特典については隨時ウェブサイトで公表し、変更があった場合には推進事務局が会員に周知する。年度途中での登録の場合にも、該当年度内の特典を贈呈する。

※ 尚、一般社団法人登記後は、会員規約を理事会の判断において改訂する場合があります。

2018年06月12日、日本惑星協会推進事務局